

皇太后大喪儀挙行要綱

- 一 御葬儀は、皇太后大喪儀と称する。
- 二 皇太后大喪儀に関する事務をつかさどらせるために皇太后大喪儀委員長、同副委員長二人及び同委員若干人を置き、内閣総理大臣が委嘱する。
- 三 皇太后大喪儀中各儀の日時及び次第は、宮内庁長官が定める。
- 四 葬場は、豊島岡墓地内とする。
- 五 陵は、武藏塚墓地内に定める。
- 六 皇太后大喪儀のために必要を費用は、国費で支弁する。

裏面白紙